

高経年化技術評価に関する記載の見直しについて

2017年6月15日

東京電力ホールディングス株式会社

実施計画変更概要

1. 実施計画変更概要

法令改正に伴い、5, 6号炉の高経年化技術評価(以下、「PLM」)に関する法令要求がなくなったことから、実施計画Ⅲ 第2編 第3条, 第107条, 第107条の2及び実施計画Ⅱ 別冊11のPLMに関連する記載を削除する。

2. 法令改正内容

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 第12条第2項(発電用原子炉施設の保守管理), 第13条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)で規定されていた5, 6号炉のPLM実施に関連する条文が平成29年2月3日付けの改正で削除された。

3. 実施計画変更箇所

- ・実施計画Ⅲ 第2編 第3条(品質保証計画), 第107条(保守管理計画), 第107条の2(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)
- ・実施計画Ⅲ 第2編 添付4 長期保守管理方針(第107条の2関連)
- ・実施計画Ⅱ 別冊11 福島第一原子力発電所5号炉/6号炉 長期保守管理方針 変更評価書

【参考】1F規則の改正内容

改正前	改正後
<p>(発電用原子炉施設の保守管理) 第十二条</p> <p>(中略)</p> <p><u>2 発電用原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。</u></p>	<p>削除</p>
<p>(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価) 第十三条</p> <p><u>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。</u></p> <p><u>一 工学的安全施設並びに原子炉停止系統への作動信号を発生させる機能を有する機器及び構造物</u> <u>二 事故時における発電用原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物</u> <u>三 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物</u> <u>四 原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの</u> <u>五 原子炉冷却材を循環させる機能を有する機器及び構造物</u> <u>六 放射性物質を貯蔵する機能を有する機器及び構造物</u></p>	<p>削除</p>

【参考】1F規則の改正内容

改正前	改正後
<p>七 電源を供給する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの</p> <p>八 発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物(第一号に掲げるものを除く。)</p> <p>九 発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十 原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散を防止する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十一 原子炉冷却材を浄化する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十二 原子炉圧力の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十三 出力の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十四 原子炉冷却材を補給する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十五 緊急時対策を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有する機器及び構造物</p> <p>十六 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。)第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)</p> <p>2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合延長する期間</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合十年</p>	

【参考】1F規則の改正内容

改正前	改正後
<p>3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、実施計画に定められた発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針を変更しなければならない。</p> <p>5 前四項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。</p>	